

公益社団法人日本透析医会会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本透析医会定款第6条第2項の規定に基づき、本会の会員の資格取得に関して基準を定めることを目的とする。

(会員取得基準)

第2条 本会の会員は、本会の事業に賛同する医師であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として日本医師会の会員であること。
- (2) 1名以上の本会会員の推薦があること。

(入会手続き)

第3条 会員として入会しようとする者は、別紙様式による入会申込書に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

2 入会は、前条の基準に基づき、理事会においてその可否を決定し、会長は、その結果を本人に通知するものとする。ただし、理事会を開催することが困難な場合には、常任理事会においてその可否を決定することができる。この場合は、直近に開催される理事会において、その結果を報告しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月19日から施行する。

(令和元年5月19日総会決議)